

4 . 体験交流事業

広く一般に対し、アイヌの伝統や文化に対する理解を促進するため、自然と一体となった暮らしや自然に根ざした伝統文化の体験交流事業を実施する。

第一には、体験する人の年齢・理解度に応じ適切な指導ができ専門的知識を持つ指導員を養成するため「体験指導員育成事業」を実施し、併せて基礎的又は専門的な資料等のテキストを作成する。

体験事業は、一般向けに楽しくわかりやすい形でアイヌ文化を体験する「体験学習入門コース」と、アイヌの人びとや関心度の高い一般を対象とする「体験交流専門コース」の2コースに分け、効率的且つ効果的な施策の展開を図る。

(1) 実施内容

体験指導員育成事業

アイヌ文化の基礎知識に精通し、体験する人の年齢（学齢）、理解度に応じた適切な指導ができる専門的知識を持った人材を育成する。

テキスト等の作成事業

全ての体験に通じる基本的なテキスト（アイヌ語基礎編、アイヌ有用植物基礎編、視聴覚教材）等や、体験指導員を育成する専門テキストを作成する。
また、体験プログラムを作製し、体験学習及び交流事業に活用する。

体験学習入門コース事業

対象：児童、生徒及び一般を対象とする。

重点：楽しくわかりやすい形で学習を行う。

留意点：現代のアイヌ文化の理解に結びつくものであることを留意する。

学習内容： 精神文化に根差したもの
自然との関わりを学ぶもの
季節に即したもの
日常生活に関わるもの
伝統を現代に生かしたもの

体験学習入門コースのプログラム事例と主な解説

〔精神文化に根ざした事業〕

自然体験（カムイへの考え方）

ユカラを学ぶ

〔季節に即した事業〕

山菜採取

樹皮採取（樹液採取）

漁業・動物の狩猟

〔日常の生活文化を知る事業〕

料理を作る

アイヌ語の植物名を学ぶ

アイヌ語名の書かれた樹名板を利用し、植物にはアイヌ語の名前があることを学ぶ。植物の特徴や名前の意味などについてネイチャーゲーム形式で学習する。

アイヌ語の地名の意味を学ぶ（ボンアヨロはじめ、全道各地域を計画）

アイヌ語地名解説板を利用し、アイヌ語地名の特徴を学ぶ。アイヌ語の地名は北海道だけではなくサハリン、千島列島や東北北部にもあることを学び、アイヌ文化の広がりを知る機会とする。

アイヌの遊び体験

遊び用の弓矢、輪投げ遊び、コマ回しなどアイヌの子供の遊びを体験する。この場合の学習のポイントは、アイヌの子供の遊び方は固定したものではなく、遊びに関わる人がルールを作っていく自由な発想で行うものであり、かつ運動能力を駆使した楽しいものであることを知る。

アイヌ語体験

全ての体験は、体験素材などのアイヌ語名にある日本語にはない表記（小さいカタカナ）をどのように発音するのかというところから出発する。それは日本語とアイヌ語は異なる言語であることを知るきっかけにもなる。テキストを使い、物の名前（名詞）の発音練習をし、アイヌ語カルタ、絵本、アイヌ語童謡など楽しく学び体験する。

染色体験

アイヌの人たちが布を染めるのに利用したハンノキ類、オニグルミ、ミズナラなどの樹液を利用した染色の体験をし、自然素材から得られる色の特徴を学ぶ。

弓矢作り

アイヌの弓矢を製作する。弓の糸作りから始まり、可能な限り全てを自分たちで作る。できたら弓矢競技を行い、腕を競い合う。何も無いところから出発して、自然素材を生かし工夫して作り上げ、目的を達成することを学ぶ。

世界の口琴演奏体験

ムックリ（口琴）、カーニムックナ（鉄製口琴）の演奏体験。また、それ以外の様々な国の口琴の演奏体験、トンコリとのアンサンブルなど楽しい演奏法を開発する。口琴が他の国々にもあるポピュラーな楽器であることを学ぶ。サハリンのアイヌ文化を学ぶことで、アイヌ文化の多様性を学ぶ機会にする。

ミニチセづくり

1/10 程度のチセ模型を作成する。地域差にこだわった製作を行い、アイヌ文化が画一化されたものではなく、多様なものであったことを知ることと同時に、チセの構造的に優れた部分を学ぶ。

仕掛け弓製作

複雑な構造の仕掛けを実際に工夫して組み立てるという作業を通し、アイヌのハンターの知恵を学ぶ。最後には正確に矢が飛ばかどうか競い合う。

〔伝統を現代に生かす事業〕

料理を作る

生活用具を作る

食用植物の現代風調理

今昔楽器のコラボレーション

アイヌ文様の刺繍体験

海の体験

- ・ 海岸漁 ・ 沖合漁 ・ 山たて ・ イタオマチブ ・ 海浜植物
- ・ 海浜ヌサの存在 ・ 地引網体験とサケの解体づくり ・ サケ皮での靴づくり など。

川の体験

- ・自然の川において、ラウオマブやウライなどの仕掛けづくりを作成し、またマレクなどでサケや小魚を捕獲体験し、アイヌの人たちの知恵を知る機会とする。

山の体験

- ・山菜、樹皮、樹液等の採取や狩りなどの体験

体験交流専門コース事業

対 象：アイヌの人びと及び関心度の高い一般を対象とする。

重 点：伝統文化を身につける。

留 意 点：アイヌの人びと自身の文化伝承に寄与。

体験内容： 長期滞在型・・・「チセ造り」等、作業工程に長時間要する長期滞在型の体験交流を実施。

短期滞在型・・・「昔の暮らし体験」等、1泊程度の時間を要する短期滞在型の体験交流を実施。

体験交流専門コースのプログラム事例と主な解説

チセ造り体験

昔ながらのチセ造りを素材の採取の段階から、一連の過程を体験しチセを建て、自然素材の利点を最大限に生かしたチセ造りや衣食住について学ぶ。

昔の暮らし体験

川（森）の生活、海の生活などテーマを設定した逗留体験の中で、かつてのアイヌ文化にあって精神文化や自然素材の採取活動からはじまる衣食住に関する様々なものを体験することを通し、アイヌ文化を理解するためのひとつの機会とする。

製作体験事業（丸木舟、チセ、生活用具等）

これらの体験を通して、暮らしの中の祈りの意味や地域性の検証を踏まえた儀礼等について専門的学習を行う。

(2) 実施計画

区 分	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 以降
体験指導員の育成					→	→
テキスト等作成	---▶ 資料作成				→	→
体験学習 (入門コース)	試行的	段階的			→	→
体験交流 (専門コース)		段階的			→	→

19 年度から体験指導員の育成を実施する。

体験学習(入門・専門コース)については、19 年度から段階的に実施し、18 年度においては試行的な取り組みとして、一部体験学習とテキスト等の資料作成に取り掛かる。

体験交流事業の振興を図るためには、環境整備(宿泊施設等)については必要不可欠であり、今後検討し順次計画的に整備する必要がある。

5 . 普及啓発事業

アイヌの人たちが誇りを持って生きる社会を実現するためには、一般国民の理解が何よりも必要である。そのためにイオル再生事業では、アイヌ文化に関する一般国民の理解促進を図るため、各事業についての情報公開、セミナー・講演会、などの事業を実施する。また次代を担う子ども、若者への普及啓発が重要と考え、全道の教員に呼びかけて教員向け講習会を実施し、教育の現場でアイヌ文化についての学習が今以上に内容が深まり、アイヌの人びとへの理解促進につながることを目指すものである。

(1) 主な事業内容と取り組み

広報活動と情報の公開

イオル再生の意義や意味、また、イオル再生事業の取り組み（管理体制や体験交流事業、文化振興事業、普及啓発事業等）について、解りやすい形でリーフレットやポスターを作成し関係各所に配布する。またインターネットやテレビなどの各メディアを通じて広報活動をおこない、普及啓発を図る。

イオル事業の進行状況などを新聞などの定期刊行物、ホームページなどで情報公開する。

セミナー・講演会の開催

各分野の専門講師、伝承者らによるセミナー・講演会、映画上映会などを開催する。

教員向け講習会

全道的に呼びかけて教員向け講習会を開催し、学校教育におけるアイヌ文化学習の充実を図る。

講習会は、教育現場における具体的指導法も含め深みのある内容について、アイヌ文化に関わる専門職員らが教員と討議するため、長期休暇などを利用して集中的講習を行う。

主な講座内容

- 「なぜ、学校教育でアイヌ文化を学ぶことが必要なのか」
- 「アイヌ文化を学校教育で取り上げる場合の留意点」
- 「体験を通して楽しく学ぶプログラム作りと学習の深め方」

(2) 実施計画

区 分	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 以降
広報活動と情報の公開					→	→
セミナー・講演会の開催			→		→	→
教員向け講習会					→	→

6 . 文化振興事業

イオル再生事業において、その根幹をなすアイヌ文化を継承・発展させていくことは重要である。そのために以下の各事業を実施する。

文化の継承・発展のために古老や伝承者を指導者として、伝承者育成講座を開設する。調査研究事業では研究データの充実を図る。

また、総合的な文化伝承の振興を図るため、シンポジウムの開催、学校教員らと専門職員らによる教材作成、アイヌ語講座（教室）などを実施する。

(1) 主な事業内容と取り組み

伝承者育成講座

かつては生活の中で行われていた伝承活動が、今日の社会状況の中で減少の一途を辿っているという現状がある。そのような現状を鑑み、イオル再生事業で伝承者を育成する事業を行う。ここでは、口承文芸や伝統工芸、音楽、芸能、儀礼など様々な分野での伝承者の育成を図るため伝承者育成講座を開設する。

主な講座内容

- ・衣（機織り・染色・縫製・刺繍・編み）教室
- ・食（食材採集・調理・トノト・保存食・薬草）教室
- ・住（チセ造り・付属施設造り）教室
- ・工 芸（丸木舟・日用品・木彫・魚類、動物皮加工）教室
- ・儀 礼（祈り・クマ送り・先祖供養・用具・イノウ作り）教室
- ・言 語（文法・口承文芸・会話・作文）教室
- ・芸 能（舞踊・歌・ムックリ・トンコリなど）教室 など。

調査研究

アイヌ文化を一般に広く紹介するためには、基礎となるデータの蓄積と整理が不可欠である。文献や写真資料、民具資料の調査研究、聞き取り調査などを実施し、研究データを拡充していく。

教材作成検討会と教材の作成

アイヌ文化の理解を促進するためには学校教育との連携は重要である。そこで、学校教員や専門職員らによる教材作成検討会をつくり、定期的に討議を進めていく。そこで作成する初心者に配慮した教材は、体験交流など様々な事業で使われる基礎教材となる。

シンポジウムの開催

歴史、文化人類学、言語学などそれぞれの分野の研究者を招き、アイヌ文化についてシンポジウムで協議する。

テーマの例：歴史「『アイヌ文化期』という時代区分名について考える」
文化人類学「アイヌ文化の発展と文化人類学の役割」
言語学「アイヌ語復興の実践例、その現状と課題」

アイヌ語講座（教室）

従来、白老町で行われているアイヌ語教室と連携し、学習内容の充実を図る。

主な講座内容

- ・アイヌ語の正しい発音を身につける
- ・口承文芸の学習を通してその意味を理解し、独特の発声法などを身につける

アイヌ文化フェスティバルの実施

財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が実施しているアイヌ文化フェスティバルを白老町で実施し、日頃の伝承活動、学習の成果を発表する機会とする。

（２）実施計画

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23以降
伝承者育成講座					→	→
調査研究					→	→
教材作成検討会と教材の作成	試行的				→	→
シンポジウムの開催		→		→		→
アイヌ語講座（教室）					→	→
アイヌ文化フェスティバル					→	→

7 . 規制緩和措置等による事業展開

事業実施に際し、当面、森林法、河川法、海岸法、鳥獣等保護法、都市計画法など適用する現行法の可能な範囲内において規制緩和の許可措置を講じ対応するものとする。なお、18年度から、構造改革特別区域法に基づく（仮称）イオル特区認定の検討作業に取り掛かるものとする。

法的な規制緩和措置の事例

川漁での規制緩和

北海道内水面漁業調整規制（昭和39年11月12日規則第133号）第4条（水産動物の採捕の許可）及び第27条（試験研究等の適用除外）による措置

海漁での規制緩和

北海道海面漁業調整規則（昭和39年11月12日規則132号）第42条（河口付近等におけるさけ・ますの採捕の禁止）及び第42条の2（河口付近等における漁業の禁止）並びに第45条（試験研究等の適用除外）による措置

鳥獣等の捕獲での規制緩和

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成15年4月16日施行）第9条（鳥獣の捕獲等及び鳥獣の卵の採取等の許可）及び同条施行規則第5条（許可を受けなければならない捕獲等の目的）並びに鳥獣の保護及び狩猟に関する法律の施行等についての通達（環境省自然環境局長 環自野第030415012号）による措置

国有林内での植栽等の規制緩和

国有林の管理運営に関する法律第7条（国有林野の貸付、売却等）及び「木の文化を支える森づくり活動事業（平成15年3月27日林野庁長官通達）」等による措置

構造改革特別区域計画（イオル特区計画）による規制緩和

構造改革特別区域法に基づく特区計画（イオル特区等）の認定制度の活用

（イオル特区における主な規制緩和措置事例）

国有林内等での樹木の育成や伐採、植物等の採取等 サケ等の捕獲
クマ・シカ等捕獲及び狩猟 儀礼用どぶろく酒の製造 「チセ」建築及び建築材料の採取地域特定認定並びに「チセ」内宿泊に伴う緩和 アワ・ヒエ等の穀物栽培に関わる農地の緩和 など

河川区域内の行為等に関する許可

河川区域内に草木等を植栽するなどの行為等における、関係する管理者との協議及び許可等（北海道河川管理条例及び白老町普通河川管理条例等）

8 . 他地域及び既存関連団体・機関等との連携

(1) 地域からの事業参画と情報提供など連絡調整機能を発揮し、全体的な底上げと活性化を図る(又は各地域間との一体感を強化)

アイヌ文化は、地域により様々な特色がある。

例えばアイヌ語は、地域によって様々な方言があり、また伝統的的衣服の文様や儀式、チセの屋根や壁の素材についても様々な違いが認められているほか、習俗や生活様式にも地域毎に特色があり、また、ここで蓄積される専門的な知識と技術の指導者や技術者、研究者を積極的に活用し育成を図ることは重要である。

このため、事業実施に当たっては、アイヌ文化の地域性を踏まえ、各地域で活動、活躍する団体や個人との連携、また公的機関などと有機的に相互補完しあう連絡調整機能を持ち、事業への支援や参加を促すものとする。

このことにより、全道各地において新たな活動を誘発し活性化を図るとともに、全体的な底上げ効果や各地域間との一体感を強めるものである。

(2) イオルネットワーク会議

アイヌ文化振興等施策推進北海道会議において、地域イオルの適地として定めた6地域及び白老町のウタリ支部代表者等による「イオルネットワーク会議」において、事業実施の状況や各地域からの素材等の相互提供、地域での情報提供等を行うなど、事業が有効且つ効果的な展開を図るなどの連絡調整等に努める。

また、この会議を通して、事業実施に対する意見聴取を図るとともに、各地域が一致協力した推進体制を確認するものとする。

さらには、このネットワークを世界の先住民族との連携の強化にも波及させる。

「白老町イオル再生事業施策検討委員会」設置要領

平成17年10月17日設置

1. 目的

白老町イオル再生事業施策検討委員会（以下「委員会」という。）は、この度、白老町が国よりアイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生事業の先行実施地域に指定され、18年度から本格的な事業展開が実施されるのを受け、国で示された基本構想及び実施要領を基本に、当面、5ヵ年（平成18年度から22年度）の具体的な施策を示す「白老地域計画」の原案づくりを行うことを目的とする。

2. 参加団体

委員会への参加は次の団体等とし、町長を委員長として各団体等の代表等で構成する。

白老町
社団法人北海道ウタリ協会白老支部
白老民族芸能保存会
財団法人アイヌ民族博物館
白老町教育委員会
その他、委員長が必要とする団体等

3. 幹事会の設置

委員会の下に幹事会を設け、具体的な施策等を検討し、「白老地域計画」素案として委員会に付議する。

幹事会は、委員会を構成する団体等の代表からの推薦及び委員長の推薦をもって組織することとし、幹事会において代表幹事等を選任する。

4. 検討時期及び調整等

委員会は、幹事会からの素案について審議し、平成18年3月までに「白老地域計画」（原案）として取りまとめる。

委員長（町長）は今後とも必要と判断したときは、当該委員会を継続するものとする。

5. 事務局

事務局は白老町役場ウタリ施策推進室とする。

白老町イオル再生事業施策検討委員会

(1) 白老町イオル再生事業施策検討委員会 委員

氏 名	役 職	所 属
飴谷 長藏	委員長	白老町長
野本 勝信	副委員長	(社)北海道ウタリ協会 白老支部長
加藤 忠	副委員長	(社)北海道ウタリ協会 白老副支部長
吉國 寿郎	委員	(社)北海道ウタリ協会 白老副支部長
上野 正信	委員	白老民族芸能保存会 会長
野本 勝信	委員	(財)アイヌ民族博物館 理事長
野村 茂樹	委員	(財)アイヌ民族博物館 専務理事
山崎 宏一	委員	白老町教育長
久慈 幸男	委員	白老町 ウタリ施策推進室長

(2) 白老町イオル再生事業施策検討委員会 幹事会

氏 名	役 職	所 属
長谷川 邦彦	代表幹事	(社)北海道ウタリ協会 白老副支部長
中村 齋	副代表幹事	(財)アイヌ民族博物館 館長
新井田 幹夫	副代表幹事	白老民族芸能保存会 副会長
村木 美幸	幹事	(財)アイヌ民族博物館 学芸課長
野本 正博	幹事	(財)アイヌ民族博物館 学芸係長
森竹 春次郎	幹事	(社)北海道ウタリ協会 白老支部 理事
熊野 昭子	幹事	(社)北海道ウタリ協会 白老支部 理事
田村 文一	幹事	白老民族芸能保存会 副会長
石辺 素行	幹事	白老民族芸能保存会 理事
武永 真	幹事	白老町教育委員会 社会教育課 主査(学芸員)
岡田 路明	幹事	苫小牧駒澤大学 国際文化部 客員教授(研究者)
能登 千織	幹事	苫小牧駒澤大学 国際文化部 4年(学生)
中野 巴絵	幹事	苫小牧駒澤大学 国際文化部 4年(学生)
鵜澤 友寿	幹事	白老町 ウタリ施策推進室 主任
安田 千夏	幹事	白老町 ウタリ施策推進室 嘱託職員(学芸員)

(3) 白老町イオル再生事業施策検討委員会 事務局

氏 名	所 属
久慈 幸男	白老町 ウタリ施策推進室長
鵜澤 友寿	白老町 ウタリ施策推進室 主任
安田 千夏	白老町 ウタリ施策推進室 嘱託職員(学芸員)

(4) 白老町イオル再生事業施策検討委員会及び幹事会等の開催状況

白老町イオル再生事業施策検討「委員会・幹事会」

回数	開催年月日	主な検討事項
第1回	平成17年 10月17日(月)	・委員会の設置及び幹事会の代表及び副代表の選出 ・検討内容説明及び今後のスケジュール
第2回	平成18年 2月13日(月)	・幹事会から委員会への中間報告
第3回	3月下旬	・幹事会から委員会への正案報告・決定

白老町イオル再生事業施策検討「幹事会」

回数	開催年月日	主な検討事項
第1回	平成17年 10月17日(月)	・委員会の設置及び幹事会の代表及び副代表の選出 ・検討内容説明及び今後のスケジュール
第2回	10月28日(金)	・幹事会作業工程(案)について ・基本的事項の検討討議
第3回	11月9日(水)	・自然素材植生候補地 現地調査 (ポロト自然休養林地区、森野旧苗畑地区 他) ・現地調査後の意見交換
第4回	11月15日(火)	・現地調査(植生候補地)の報告及び意見交換 ・体験交流事業についての意見交換 ・「白老地域計画」(素案)について
-	11月21日(月)	・町有林現地調査(環境確認・植生調査) (樹木、草木等に精通した幹事による調査)
第5回	11月24日(木)	・現地調査(町有林)の報告及び意見交換 ・植栽植物の選定について(事務局素案の提示) ・体験交流事業についての意見交換
第6回	11月30日(水)	・体験交流事業について 各幹事からの提案及び意見交換

回数	開催年月日	主な検討事項
第7回	平成17年 12月7日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・「イオル交流センター(既存施設の整備)」について ・管理運営システムの構築と管理運営について
第8回	12月14日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・(社)北海道ウタリ協会白老支部「イオル推進委員会」からの検討内容報告 ・体験交流事業について(事務局素案の提示)
第9回	12月21日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・体験交流事業について(事務局素案のまとめ) ・文化振興事業についての意見交換 ・「イオル再生事業」平成18年度予算について(報告)
第10回	平成18年 1月19日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・「白老地域計画」事務局素案について 計画素案全体を通しての意見交換
第11回	1月26日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・イオル再生事業「白老地域計画」(素案)について ・国との協議結果について(報告) ・「白老地域計画」(素案)の修正事項の確認
第12回	2月6日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会への中間報告に係る「白老地域計画」(素案)の内容確認作業
-	2月13日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・幹事会から委員会への中間報告
第13回	2月20日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会への中間報告で出された意見等についての「白老地域計画」(素案)修正作業

その他

開催年月日	内 容
平成 18 年 1 月 18 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・「白老地域計画」(素案) についての内容説明 国土交通省へ
1 月 23 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・(社)北海道ウタリ協会「イオル推進委員会」への説明 ・自然素材植生候補地の現地視察(2箇所)
2 月 3 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・「白老地域計画」(素案) についての内容説明 北海道及び(財)アイヌ文化振興・研究推進機構へ ・平成 18 年度予算に係る協議
2 月 21 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・「白老地域計画」(素案) についての内容説明 白老町議会 特別委員会へ
2 月 22 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・「白老地域計画」(素案) についての内容説明 白老町議会 全員協議会へ
2 月 24 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・「白老地域計画」(素案) についての内容説明 (社)北海道ウタリ協会 白老支部 会員へ